

第6回 臂曲岩石採取事業監理委員会 会議録（要点筆記）

1. 日時 平成25年5月15日 19:00~20:50

場所 遊佐町役場 議事所

出席 委員 池田源衛、三浦幸男、菅原善悦、小野寺正博、阿部善兵衛、那須純一
斎藤拓男、今野豊一(代理)、渋谷孝治、佐々木久吉(代理) (10)

川越工業：川越恵次社長、菊地真治代理人、川越康平常務、田口基総務部長、
高橋吉宏営業部長、神坂智行営業課長、(株)大東開発・白土玄悦社長
(7)

山形県：産業政策課：遠藤寿鉦政・計量主幹、樋口芳弘鉦政・計量主査
庄内総合支庁産業経済企画課：佐藤浩之課長、佐藤守課長補佐
飯田浩基商工労政専門員、佐藤慎二主査 (4)

遊佐町 本宮茂樹副町長、池田与四也企画課長、高橋務企画課長補佐兼企画
係長、石垣学主任、佐藤裕也主任、高橋英里主事 (6)

合計 27人 傍聴：なし 報道：5社

2. あいさつ

遊佐町：時節柄、夜分の開催とさせていただいた。ご多忙のところご出席いただき感謝申し上げます。この監理委員会は平成23年4月に設置以来、6回目の開催となる。新たな年度になり、委員、担当の異動のあったところであるが、この監理委員会の目的をしっかりと達成させていきたい。県が、水資源保全条例を制定したが、町も条例制定を目指して取り組みを進めている。本日の協議をよろしくお願ひしたい。

山形県：この4月に着任した。ご多忙のところ、この監理委員会が開催されることに感謝申し上げます。これまでの経過も踏まえ、今後も関係者により真摯な議論が行われることをお願ひしたい。

川越工業：夜分、農繁期でご多忙のところご参集いただき感謝申し上げます。3年前に認可を受けた計画について、諸般の事情で計画通りに作業ができなかったことから、残った部分を申請したいこと、また車両の増加について皆さんから意見をいただいて、事業を進めていきたいと考えている。忌憚のないご意見をいただきたい。

3. 委員の異動について (略)

4. 協議

(1) 搬出車両の増加について

川越工業：日沿道・酒田みなと以北の工事に伴い、盛土確保のために地元で供給可能な土砂の問合せがあったもの。会社として協力していきたいと思っている。あわせ

て、海岸線の災害対策工事が発注されており、酒田港、比子海岸、吹浦漁港の防波堤工事等に相当の数量が発注されているので、協力していきたいと考えている。そのために、車両の増加をお願いしたい。現在、1日13台の運行としているが、12台増加し、合計で25台の運搬とさせていただきたい。需要との関係で、常に25台ということではなく、なるべく皆様にご迷惑をかけないような台数で運行していきたい。そのため、会社で考えていることは、上吉出中村線の袋地のところに誘導員を配置し、そこから上に入れる車両を制限し、袋地から上は今までと同じような台数となるように対応していきたいと思っている。袋地に1人、場合によっては中村のところに1人、状況によってしらい自然館のところにも配置し、無線等で状況を確認しならダンプの通行を管理していきたい。場合によっては、一般車にも多少待っていただくこともあるかもしれないが、安全確保のためにご協力をお願いしたい。

委員：需要の説明があつたが、この監理委員会には関係ないと申し上げる。我々としては、採石の仕方等に不安を持っている。

川越工業：誤解を招くような説明で申し訳ない。そうした問い合わせがあるということで、供給についてすでに契約をしたということではない。個別の事業名を申し上げたことについてお詫びしたい。

委員：車両の増加によって、これまでの状況とどう変わるのか、お話しいただきたいと思う。地元の委員に意見をきいていただきたい。

委員：これまでの最盛期の台数、1台当たりの往復回数ほどの程度か。

川越工業：最盛期は13台、1台当たりの往復は7回となっている。

委員：その倍となると、かなりの頻度での走行となる。会社の産業道路のようになるとのイメージを持ってしまう。

川越工業：先ほど常務が説明した通り、誘導員を配置して袋地から上は現状と変わらないように配慮していきたいと考えている。

委員：誘導員ということであるが、不特定多数が使う道路であることを考えると、誘導員がなじむのかとの疑問がある。

委員長：誘導員を配置して台数を制限するとの説明であつたが、具体的に何台ということ考えているのか、説明いただきたい。

川越工業：ダンプの規制を考えている。たとえば6台が妥当なのか、一般車両の通行があれば4台なのか、その時点時点で判断しながらダンプの台数を制限する考えである。運搬先は、およその予定では、20キロから30キロ以内への運搬を予定している。片道30分と考えている。単純計算で、袋地～採石場の区間で常時5台程度、林道区間で2～3台、上吉出中村線からしらい自然館までの区間で3～4台と考えている。集中しないように配慮していきたい。

委員：中村～袋地間に2カ所程度交差する場所を設置するらしいということが聞こ

えてきたが、そのこととは違うのか。

川越工業：会社としてそうした話はしていない。

委 員：誘導員を配置するのであれば、交通事故等は防げると思うが、出たら入る、出たら入るとなると、切れ目がなくなるのではないか。一般の車両が逆に通れなくなることが想定される。これだけの通行量で道路が維持できるのかと思う。今までの倍となると道路の環境が破壊されるのでないか。であれば農家の皆さんが田の管理のために、道路に止めて水等管理する時期に入れば、危険とのイメージがある。

川越工業：町道上吉出中村線については、当初から意見のあったところである。通常であれば早く県道に出るのが運行のうえではいいのだが、岩野のカーブが狭く、過去に死亡事故も起きているので、通行の話し合いにならないために、上吉出中村線を走行している。以前は、田植えや稲刈りの時期には一時的に岩野の方を通ったこともあるが、現在は上吉出中村線を通行している。なるべくであれば、県道に出たいと思っているので、岩野方向の通行について提案させていただいている。

川越工業：県道も幅員が狭いので、なるべく見通しのいい中村～袋地間を通してほしいとの要望があったことから、そのようにしてきた。一般車両の通行に支障ないようにしてきたが、苦情があったことも事実であるので、そうしたことを少なくするためにも誘導員の配置を考えたところである。一気に12台を増やすということではなく、段階的に増やして、どの程度の台数が適切なのか、状況を見ながら対応していくことを含めて、最大で25台を希望として提案させていただいた。

委員長：ただいまご説明をいただいた。ルートについては、岩野集落の理解が得られていないとのことだった。

委 員：今回の説明で、非常に気にかかることがある。土砂を運搬することだが、土砂は埋戻しに使うとの説明であったと思う。土砂を運ぶということは、認可された岩石採取の計画で認められているのか。

委員長：ただいまのことについて、県から許可の内容について確認させていただきたい。

山形県：計画の中でどういう種類になっているか確認させていただきたい。一般的には、採石法でいう岩石は大きな石だけを指しているのではなく、風化したような細かい砂や土のようなものも岩石という扱いになる。形状で岩石でないとの判断はできない。今回の案件では、計画でどういう岩石を採るとしているのかということになる。

川越工業：認可を受けているのは安山岩であるが、土砂を含んでいる。岩石採取事業と言っているが、採石業として認可を受けており、今回の割合は100ある内30%が岩石、残りの70%が土砂となっている。そのために、現場に土砂も堆積しており、土砂を搬出して資材とすることの認可を受けている。

委 員：土砂も搬出の対象であること聞いていなかった。いつからそうなったのかと

思い質問した。堆積している土砂を運ぶのか、新たに掘削した土砂を運ぶのか聞きたい。

川越工業：現地に堆積している土砂を運ぶ予定である。今後掘削により出る部分については、需要との関係もあり、契約もしていないので、この監理委員会で協議していただいた上で検討したい。

川越工業：掘削の計画と、埋戻しの計画がある。掘削をしながら出てきたもの、現況の地盤に堆積しているものについては搬出の計画である。今後掘削するところについても、盛土計画を超える分については搬出を予定している。搬出する土か、埋め戻す土かは、掘削しながら判断していく。

委員長：埋戻し計画の土量を確保した上での、搬出計画との説明があった。搬出される部分については、3年間の採取量に含まれているとの理解となるようだ。

今回、搬出車両の増加について、監理委員会に対して判断をお願いされている。この場で判断していくことになると思うので、誘導員を配置するということも含めてご意見を伺いたい。

委員：25台にしたいとのことだが、自社の要望なのか、他の事業者から要望なのか。誘導員について、年間とおして配置するのかについて伺いたい。

川越工業：増車、誘導員共に会社としての計画である。会社としてこのぐらいの台数で対応可能ではないかと考えた内容である。誘導員の配置は、今までの最大13台の計画ではご迷惑はかけていないとの認識であり、これよりも増えた場合について、状況によっては危険と指摘されれば、その都度対応していきたいと思う。13台を超えたときには誘導員を配置して、迷惑がかからないようにしていきたい。雪が多い地区でもあるので、採石場で作業できる期間は、例年だと3月下旬から除雪作業にはいつて4月から現場にダンプがいけばと、今年も作業を進めている。冬期間、11月後半からは雪が多くなるので、操業はしていない。13台を超えなくても支障がある場合には、誘導員を配置し運行管理していく考えである。

委員：25台の7回で175台、往復で350台となる。現実的に町道とて適切なのか。個人的な見解だが産業道路のようになる。会社が別途道路を造ってそこを通るべきではないかと思う。

委員：現在の車両がとおっている状況を把握して、提案してほしい。現在でも結構通る。倍以上になると、一般の人に迷惑になると思う。この場で判断しなければならぬのか。地元に戻って相談させていただくことはできないのか。

委員長：この場で25台を可とするとの結論ではなく、段階を踏んで理解を示せる台数を協議させていただくことでよろしいか。

川越工業：そのようにしてもらって構わないと思っている。25台のお願いをしているが、一時的に13台、15台、20台とさせていただいて、このぐらいが妥当ではないかとの意見があれば、そのように協議させていただきたい。一気に25台に

増やすということではなく、その都度協議して走らせてみて検討したいということだと理解してほしい。

委員長：この場で25台を認めるのは厳しいと考えざるを得ない。増車によってどのような状況を呈するのか、委員会としても判断がむずかしい。整理誘導員を配置して進めたときに、問題点が発生した時は速やかに協議をさせていただくとの条件は付けなければならないと思っている。

道路は、町道として地域の生活道路であるとの認識をしっかりとっていただいて、交通安全の面も含めて、地域の方々の町道利用に支障がないように、配慮をお願いする。する中で、地元の皆さんからご意見が届くようであれば、速やかに監理委員会を開催させていただきたい。

委員：ということは、「よし」とすることなのか。単純に計算して2～3分に1台の走行となる。大きいダンプが行き交うことが想定されるので、基本的には反対の意見を申し上げたい。問題なければ「いい」と聞こえるので、町を預かる立場としてはどう考えるのか、そのことも伺いたい。

委員長：具体的にどういった状況になるのかわかりづらい。そのため、この場での判断がしづらいというのが正直なところである。皆さんから、今の状況から考えてダメと言うことであれば、委員会の意見とさせていただきたい。

委員：台数に関して、現状でも道路が歪んでいる（わだちができています）。町も含めて、現地を見るべきと思う。う回路の話についても、中村～岩野についてもすでに歪んでいるので、単純にいいとはならない。

委員：藤井についても、中村～袋地間は生活道路である。台数が増えて一般車両に迷惑がかかることは目に見えている。できれば、増加というのは個人としても反対である。

委員：地元にとっては、車両走行にあたっての交通の安全確保も重要な要素。町道を使うので、町として安全面の観点から、町と地区民で説明会ができないだろうか、提案申し上げる。それから、意見を集約してほしい。

委員長：きょうこの場で、委員長裁定で結論を出すことはなじまない案件と考える。台数が増えたときにどういう状況になるのか、地域の皆さんにとっても解りにくいと言える。ただいまの提案の形で、話し合いをさせていただいた後での判断とさせていただきたいがよろしいか。

川越工業：一つ提案したい。13台から増えたときの状況を把握するために、皆さんから了解を得て、一度13台+何台というのをやってみてはどうか。

委員：現状の台数でも、地域の人達は大変との気持ちを持っている。

委員長：この問題については、地元の皆さんの了解が得られない状況においては結論を出すことができないと思う。地元としてこれ以上はダメ、議論の余地がないということであれば一定の結論を出さざるを得ないが、何らかの形で協議の場を設ける

ことが可能であれば、その協議を経たのちに結論を出すこととしたいが、よろしいか。

委員：町道の使用にふさわしい状況かどうかということも重要と思う。町として住民にリサーチして判断していただきたい。

委員長：ただいまの発言は要望として承る。この件については、町と地元の皆さんとの話し合いを持たせていただきたい。地元の了解が得られない中でこのことを進めることはできないと思っている。

(2) 現計画の認可期限にあたっての対応について

川越工業：平成 22 年から平成 25 年までの 3 年間の全体の計画は、508,409 m³となっている。諸般の事情により、実際の採取数量は 53,397 m³を掘削している。そのうち、搬出は、3 年間で 37,129 m³を搬出している。トンに換算した数値で 2 月の監理委員会に報告している。当初の数量に到達していないので、9 月の認可期限にあたって期間延長の申請をさせていただきたいと思っている。

委員長：9 月まで認可をいただいている内容で、期間のみの延長という理解でよろしいか。

川越工業：申請自体は新規になるが、計画の断面は変えずに、これまでの採取量を差し引いた数量での申請の予定である。

委員：前回の監理委員会でも申し上げたが、都合で掘れなかったということだが、新たに申請をすると捉えている。我々は町が水の調査をして、将来非常に危惧されると。あの量、あの領域、あの場所が非常に問題だと指摘されたので、それに基づいて再申請はあり得ないと、県に働きかけをする。その話は川越さんも聞いたはずだ。今回、このテーブルに着いたのは、9 月まで認可されているので、通行車両のことについてはお聞きをした。今後の件については、我々としては応じられない。あくまで反対できているので、あれ以上掘ってほしくないという立場である。監理委員会も、9 月の認可期間が終わればその使命が終わると農政対としては捉えている。地域の意見を聞いてほしい。

川越工業：この監理委員会は、認可を受けた事業に関する委員会なので、新たな申請に関して協議する委員会でないことはおっしゃるとおりである。ご意見は承って、川越工業としてはそのご意見を踏まえても、岩石採取が必要だということで認可申請はさせていただくことになると思う。あとは、遊佐町の意見を聴いて山形県がどう判断されるかということだが、これまでも川越工業としては、認可計画に沿って条件を守りながら事業をおこなってきたことを、ご理解いただきたい。しかも、岩石の需要はますます高まっていることを、ぜひご理解いただきたい

委員長：このことについては、前回の監理委員会の中で確認されているようだ。今回の監理委員会については、認可されている計画についての委員会なので、今後こう

いう形で、県に認可申請を出したいということについて、この場で何らかの意見を申し上げる場ではないと認識しているので、ご理解をいただきたい。県からコメントあればお願いしたい。

山形県：期間の延長ということであっても、再度認可申請を出していただくことになる。県としては、認可申請を受理した後に、法令に基づき審査を行うことになるが、これまでも、この監理委員会で様々な問題を真摯な話し合いの中で解決してきた経過がある。これから事業を進めていくに当たっても、住民の皆さんと、川越工業さんと、十分な議論を重ねることは大変重要だと思っている。そして、コンセンサスを得られた中で事業を進めていかれることが大切だと思っているので、引き続き関係者の皆様にはよろしくをお願いしたい。

委員：申し上げたいのは、なぜ県が水資源保全条例を作ったのかということ。外国資本による山林購入の対策を含めて、条例を作らなければならない状況になりつつあるということだと思う。岩石採取の法律が古い法律で問題があるということを含めて、知事が条例を作ったと言える。町も条例を作る。そういう状況下にある中で県が判断をすることになると思っている。我々も、それに基づいて、川越さんの事業を否定するのではなくて、あの場所、あの領域、あれだけの深さが正しいのかと申し上げている。県は、その判断をすることになる。コンセンサスなどあり得ない。我々の判断は、あれ以上は大変だと判断している。だから、地元住民、我々とコンセンサスを求めてやってくださいという段階は終わった。あれ以上は子々孫々ダメだ、そうしないと大変なことになるという判断をしていることを、受け止めていただきたい。条例を機能させるような判断をお願いしたい。

委員長：先ほども申し上げたように、認可されている事業についての監理委員会であるので、今後の方向性についての議論は、この場では行わないこととしたい。

(3) その他

・次回監理委員会について

事務局：先ほど搬出車両の件で協議いただいたとおり、町と地元の皆さんと協議をさせていただいて、その上でもう一度この場を設けることでよろしいか。日程については調整させていただく。

5. 閉 会